

大阪市規則第112号

大阪市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立体育館条例施行規則（平成13年大阪市規則第80号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
種別		金額		種別		金額	
[略]				[同左]			
千島体	[略]		[略]		千島体	[同左]	
育館	冷暖房	体育場	1時間につき 4,000円	育館	冷暖房	1時間につき 4,000円	
		柔道場 及び剣 道場	1時間につき 900円				
[略]		[略]		[同左]		[同左]	
[備考 略]				[備考 同左]			
備考 表中の[]の記載は注記である。							

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。